

(証券コード 6654)
平成30年4月6日

株 主 各 位

京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地

不二電機工業株式会社

代表取締役社長 小 西 正

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年4月23日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使して下さいませう、お願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成30年4月24日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 滋賀県草津市野村三丁目4-1
当社草津製作所 本館三階講堂 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第60期（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁に記載の行使期限までに到着するようご返送下さい。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、前頁に記載の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、次頁の「電磁的方法（インターネット）による議決権の行使について」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付へご提出下さい。
 - ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fujidk.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
 - ・当日は、最寄駅であるJR草津駅と当社草津製作所間を往復する送迎バスを、草津駅西口にご用意しておりますので、ご利用下さい。
 - ・些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書の枚数にかかわらず、お土産はご出席の株主様お1人に対し、1個とさせていただきます。
 - ・当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。

電磁的方法（インターネット）による議決権の行使について

インターネットによる議決権行使について

（１）お手続の方法

- ①当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスして下さい。
- ②議決権行使書右下に記載の「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」ボタンを押して下さい。
- ③議決権行使書右下に記載の「パスワード」を入力し、株主様ご自身で改めて「パスワード」を設定して下さい。
- ④画面の案内にしたがい、議案に対する賛否をご入力の上、ご送信下さい。

（２）ご注意事項

- ①議決権の行使期限は、平成30年4月23日（月曜日）午後5時15分（当社営業時間終了の時）までとなっておりますので、ご注意下さい。
- ②携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承下さい。
- ③議決権行使書による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複して行われた場合は、後ろに到着したものを有効とさせていただきます。
- ④インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- ⑤議決権行使書の議決権行使コードが記載された部分は大切に保管していただくとともに、ご入力いただいたパスワードは、お忘れにならないようご注意下さい。議決権行使コード及びパスワードのご照会には回答できませんので、ご了承下さい。
- ⑥議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。

（３）お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年2月1日)
(至 平成30年1月31日)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費や輸出、生産活動が持ち直し、好調な企業収益を背景に株高が進行するなど、緩やかな回復基調が続きました。

今後も、好調な企業収益や雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかに回復すると予測しておりますが、日本銀行のマイナス金利導入による金融市場への影響や円高リスクの懸念など、その先行きに不透明な状況が続いております。

このような状況のもとで、当社は、国内では電力や一般産業、電鉄・車両業界、海外では東南アジアや中近東各国を重点に営業活動を行った結果、鉄道車両用表示灯や国内外の受変電設備向け遮断器用補助スイッチなどが好調であったことから、当事業年度の売上高は3,899百万円（前年同期比3.4%増）となりました。

利益面におきましては、売上高が前年同期を上回りましたが、みなみ草津工場増築に伴う減価償却費等の増加により、営業利益は290百万円（前年同期比34.6%減）、経常利益は311百万円（前年同期比33.3%減）、当期純利益は242百万円（前年同期比20.1%減）となりました。

(2) 製品分類別概況

・制御用開閉器

国内外の受変電設備向けに遮断器用補助スイッチが好調でしたが、鉄道車両用切替スイッチが減少したほか、配電自動化子局用スイッチも低調であったことから、売上高は1,032百万円（前年同期比1.5%減）となりました。

・接続機器

受変電設備向けに試験用端子が増加したほか、主力の端子台や角形コネクタ、サージアブソーバ端子台も堅調であったことから、売上高は1,527百万円（前年同期比1.0%増）となりました。

・表示灯・表示器

鉄道車両用扉開閉表示灯や国内の受変電設備向けにLED表示灯が好調でしたが、海外の受変電設備向け落下式故障表示器やセマフォア表示器が伸びず、売上高は588百万円（前年同期比4.7%減）となりました。

・電子応用機器

鉄道変電設備向けにインターフェイスユニットが増加しましたが、受変電設備向けのアナンシェータリレーやキープリレーが減少したことから、売上高は559百万円（前年同期比2.7%減）となりました。

・仕入販売

太陽光発電向け接続箱が増加したことから、売上高は192百万円（前年同期比1,095.6%増）となりました。

2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当事業年度においては、特記すべき資金調達はありません。

(2) 設備投資

- ① 当事業年度中における設備投資総額は、462百万円であります。
- ② 当事業年度中における主要な設備投資は、次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|--------|
| みなみ草津工場増築棟 | 342百万円 |
| 新製品の金型製作をはじめとする金型投資 | 48百万円 |
- ③ 当事業年度中において完成した主要な設備は、次のとおりであります。
- | | |
|------------|----------|
| みなみ草津工場増築棟 | 1,015百万円 |
|------------|----------|
- なお、重要な固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 57 期	第 58 期	第 59 期	第 60 期
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (当事業年度)
売上高	3,754,163	4,001,989	3,769,932	3,899,612
経常利益	509,844	630,537	467,440	311,874
当期純利益	317,963	399,124	304,108	242,855
1株当たり当期純利益	50円49銭	63円37銭	50円37銭	41円18銭
総資産	11,118,362	11,393,873	10,835,289	10,986,200
純資産	10,412,414	10,652,038	10,246,138	10,295,232
1株当たり純資産額	1,652円03銭	1,689円46銭	1,733円82銭	1,741円34銭

(注) 1株当たり当期純利益については期中平均の発行済株式総数から、1株当たり純資産額については期末発行済株式総数から、それぞれ自己株式数を控除して算出しております。

4. 対処すべき課題

当社の主力市場である電力・重電機器業界は、東日本大震災以降、電力各社の設備投資の抑制が継続しており、重電機メーカーは国内市場での落ち込みをカバーするため、海外のインフラ整備事業の受注獲得に向けた動きを活発にしております。

このような状況から、当社では、国内外における電力・重電機器市場をさらに深耕しながら、鉄道車両や交通信号分野をはじめとする一般産業市場においても、受注・販売強化に取り組むとともに、商社機能を有した商事部が新たな販売市場を開拓・拡大し、収益基盤の多様化を図る必要があると考えております。

また、他社と差別化する新製品開発のほか、生産設備の自動化や物流業務の効率化の推進に努め、さらなるコストダウンと利益率の向上に取り組んでまいります。

5. 事業内容

制御用開閉器、接続機器、表示灯・表示器、電子応用機器の製造販売
当社の品目別主要製品群は次のとおりであります。

(1) 制御用開閉器

カムスイッチ、補助スイッチ、鉄道車両用スイッチ、押しボタン・車掌スイッチ、ドラムスイッチ、遮断端子台

(2) 接続機器

端子台、高耐圧端子台、断路端子台、コンデンサ内蔵端子台、コネクタ、コネクタ端子台、試験用端子、コントロールセンタ用ジャック

(3) 表示灯・表示器

LED式表示灯・集合表示灯、電磁式表示器、落下式故障表示器、鉄道車両用表示灯

(4) 電子応用機器

アナンシェータリレー、ボルテージリレー、インターフェイスユニット、テレフォンリレー、ストリングモニター

6. 営業所及び工場ならびに従業員の状況

(1) 営業所及び工場

本社	京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地
東京営業所	東京都港区
草津製作所	滋賀県草津市
みなみ草津工場	滋賀県草津市
新旭工場	滋賀県高島市

(2) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134名	1名減	37歳5ヵ月	13年4ヵ月

(注) 上記従業員数にはパートタイマー183名を含んでおりません。

7. 親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

8. 借入先及び借入額

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	50,000
株式会社京都銀行	70,000

II. 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 26,676,000株
2. 発行済株式の総数 6,669,000株 (うち自己株式 770,922株)
3. 当事業年度末の株主数 8,062名
4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
藤 本 豊 士	757	12.84
公 益 財 団 法 人 藤 本 奨 学 会	650	11.02
藤 本 順 子	489	8.29
有 限 会 社 藤 本 興 産	460	7.80
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー レ ジ ュ ラ ー ア カ ウ ン ト	430	7.30
ゴ ー ル ド マ ン サ ッ ク ス イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	180	3.06
京 都 中 央 信 用 金 庫	150	2.54
株 式 会 社 京 都 銀 行	132	2.23
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	131	2.23
不 二 電 機 工 業 従 業 員 持 株 会	72	1.22

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は当事業年度末において自己株式770千株を保有しておりますが、上記「上位10名の株主」からは除外しております。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成30年1月31日現在)

		2012年度新株予約権	2013年度新株予約権
発行決議日		平成24年4月26日	平成25年4月25日
新株予約権の数		21個	21個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式2,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式2,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1株当たり790円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない	1株当たり829円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円
権利行使期間		平成24年5月12日から 平成54年5月11日まで	平成25年5月11日から 平成55年5月10日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役（監査等委員 及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 2名	新株予約権の数 16個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 3名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 600株 保有者数 1名	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 500株 保有者数 1名

		2014年度新株予約権	2015年度新株予約権
発行決議日		平成26年4月24日	平成27年4月23日
新株予約権の数		24個	21個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式2,400株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式2,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1株当たり1,022円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない	1株当たり1,235円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円
権利行使期間		平成26年5月10日から 平成56年5月9日まで	平成27年5月9日から 平成57年5月8日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 18個 目的となる株式数 1,800株 保有者数 3名	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 1,700株 保有者数 3名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 600株 保有者数 1名	新株予約権の数 4個 目的となる株式数 400株 保有者数 1名

		2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
発行決議日		平成28年4月26日	平成29年4月26日
新株予約権の数		83個	24個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式8,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式2,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1株当たり1,147円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない	1株当たり1,077円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円
権利行使期間		平成28年5月11日から 平成58年5月10日まで	平成29年5月12日から 平成59年5月11日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 83個 目的となる株式数 8,300株 保有者数 3名	新株予約権の数 24個 目的となる株式数 2,400株 保有者数 3名

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は権利行使期間の期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付した新株予約権の状況

	2017年度新株予約権	
発行決議日	平成29年 4月26日	
新株予約権の数	4個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式400株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	1株当たり1,077円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	
権利行使期間	平成29年 5月12日から 平成59年 5月11日まで	
行使の条件	(注)	
当社使用人	新株予約権の数	4個
	目的となる株式数	400株
	交付者数	4名

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は権利行使期間の期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小西正	代表取締役社長	
藤居和義	取締役	経営管理部門統括兼人事部長
佐々木誠仁	取締役	生産部門統括 みなみ草津製造部長 兼生産技術部長
川瀬辰男	取締役	
志萱章宏	取締役（監査等委員・常勤）	
川村俊明	取締役（監査等委員）	川村法律事務所 代表弁護士
富山竜二	取締役（監査等委員）	富山竜二公認会計士事務所 代表
佐賀義史	取締役（監査等委員）	弁護士法人大江橋法律事務所所属

- (注) 1. 取締役川瀬辰男氏及び取締役（監査等委員）川村俊明氏、富山竜二氏、佐賀義史氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）川村俊明氏及び佐賀義史氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）富山竜二氏は公認会計士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- なお、取締役川瀬辰男氏及び取締役（監査等委員）川村俊明氏、富山竜二氏、佐賀義史氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室及び会計監査人と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、志萱章宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2. 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	4名 （1名）	49,388千円 （3,160千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	18,480千円 （6,480千円）
合 計 （うち社外役員）	8名 （4名）	67,868千円 （9,640千円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（含賞与）は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成28年4月26日開催の第58回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）が年額150万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。うち、社外取締役は200万円以内）、監査等委員である取締役が年額300万円以内と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠で、同定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）への株式報酬型ストックオプション報酬限度額として、年額500万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与引当金繰入額1,810千円を含んでおります。
4. 上記報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対するストックオプションによる報酬額4,318千円を含んでおります。

3. 取締役の報酬等の決定に関する方針

基本報酬は役職、職責、世間水準及び従業員とのバランス、賞与は業績を勘案し、株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、その額及び配分を取締役（監査等委員である取締役を除く）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。報酬の決定は、予め社外取締役4名及び代表取締役1名で構成する指名・報酬等諮問委員会で審議された基本方針等に従っております。株式報酬型ストックオプションは株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な業績の向上及び企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、役職及び職責に応じて株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、取締役会により決定しております。

なお、基本報酬については、定額制を採用しております。

4. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当 社 と の 関 係
取 締 役	川 瀬 辰 男	—	—
取 締 役 (監査等委員)	川 村 俊 明	川村法律事務所 代表弁護士	当社と川村法律事務所との間には、特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	富 山 竜 二	富山竜二公認会計士 事務所代表	当社と富山竜二公認会計士事務所との間には、特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	佐 賀 義 史	弁護士法人大江橋 法律事務所所属	当社と弁護士法人大江橋法律事務所との間には、特別の関係はありません。

5. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	川 瀬 辰 男	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席し、豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	川 村 俊 明	当事業年度開催の取締役会16回のすべて、監査等委員会12回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	富 山 竜 二	当事業年度開催の取締役会16回のすべて、監査等委員会12回のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	佐 賀 義 史	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、監査等委員会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす電磁的決議が1回ありました。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	20,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合及び監督官庁から業務停止処分を受けた場合等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事案が発生した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会で選定した監査等委員が解任後最初に招集される株主総会において、当該解任の旨と理由を報告いたします。

その他、会計監査人としてふさわしくないと判断される事象が認められた場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第399条の13第2項の規定に基づき、次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議しております。

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス規程に基づく行動基準及び行動基準ガイドラインを制定し、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底に努める。
- (2) 違反行為等の抑止、早期発見を目的に、内部通報手段の一つとして各事業所へ投書箱を設置する。また、社外の弁護士へ通報できる社外窓口を設置する。なお、通報者には、通報したことにより不利益を被ることがないことを確保する。
- (3) コンプライアンスにおける活動状況の監視や是正等を目的としたコンプライアンス委員会を定期的に開催する。
- (4) 社長直轄の内部監査室を設置し、経営諸活動全般にわたる制度及び業務の遂行状況を法令等遵守、財務報告の信頼性確保と合理性及び効率性の観点から調査を行い、内部管理体制の強化、経営合理化、経営効率化の増進等に資することにより、会社経営の健全性を確保する。
- (5) 社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力及び団体等に対しては、組織的に毅然とした姿勢でのぞみ、一切の取引を行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に関する以下の電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を取締役会規程ならびに文書管理規程等、社内規程に従い適切に保存及び管理する。

- (1) 株主総会議事録
- (2) 取締役会議事録
- (3) 取締役によるその他重要会議の議事録
- (4) 代表取締役社長を決裁者とする稟議書及び付属資料
- (5) 取締役を決定者とする決定文書及び付属資料
- (6) 会計帳簿、計算書類等財務関連文書
- (7) その他取締役の職務執行に関する重要文書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、企業価値に多大な影響を及ぼすおそれのある事故・災害に関し危機管理規程を定め、対応手順をマニュアル化し、情報の混乱や連絡ミスを防止することによって迅速かつ適切に対応する。
- (2) 万一、事故や災害が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理委員会を開催し、被害ならびに社会的混乱などの影響を最小化するために、予防対策ならびに事後対策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程及び取締役基本規程に基づき、代表取締役社長及びその他取締役に業務を執行させる。
- (2) 取締役会は、執行役員を選任し、取締役会が決定した経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って取締役の業務の一部を執行させることができる。
なお、執行役員は、執行役員会規程及び執行役員規程に基づき、業務を執行する。
- (3) 取締役会から代表取締役社長、その他取締役及び執行役員に委任された事項は、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程等全社規程に定められた手順に基づき、必要な決定を行う。
なお、これら全社規程は、必要に応じ随時見直すべきものとする。
- (4) 取締役、執行役員及び各部署の責任者が出席する経営会議を毎月開催し、業務執行に関する報告や企画提案を行う。経営会議での協議をもとに執行役員会で審議し、さらに取締役会付議基準に該当する事項については取締役会で審議する。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団を構成する親会社ならびに子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会の監査の実効性の向上ならびに職務の円滑化を目的に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、総務部の人員を通常業務と兼務し必要に応じて配置する。
なお、常勤監査等委員を置き、他に監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- (2) 前号使用人は、通常業務を行うとともに、必要に応じ監査等委員会の指示に従いその職務を行う。

7. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）からの独立性に関する事項
- (1) 6. で定める使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事評価、懲戒等人事に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - (2) 6. で定める使用人は監査等委員会に係る業務に優先して従事し、当該業務においては監査等委員会の指示のみに従うものとする。
8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 常勤監査等委員は、取締役会の他に経営会議や執行役員会に出席し、代表取締役社長、その他取締役及び執行役員の業務執行状況の報告を受ける。また、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、社内の製品企画会議等重要会議への出席も行う。
 - (2) 常勤監査等委員は、奇数月開催のコンプライアンス委員会へ出席し、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守状況、ならびに、内部通報の有無、その対処についての報告を受ける。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査等委員会より、稟議書等社内の重要書類の閲覧要請があれば、直ちに関係書類及び資料等を提出する。
 - (4) コンプライアンス規程により、内部通報制度を通じて監査等委員会に報告した使用人等を当該通報したことを理由として不利益に取り扱うことを禁止する。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行に関し、会社法第399条の2第4項の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士等の社外の専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を会社が負担するものとする。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役は、監査等委員会の職責、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした監査等委員会監査基準を熟知するとともに、監査等委員会監査の重要性、有用性を充分認識し、また、監査等委員会監査の環境整備を行う。

- (2) 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、内部監査室と連携する。
- (3) 監査等委員会は、効果的かつ効率的に監査を実施するため、会計監査人と情報や意見の交換等緊密に連携する。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

従業員及び役員に対し、コンプライアンス規程に基づく行動基準及び行動基準ガイドラインに関する研修を実施し、周知と遵守状況の確認を行っております。

コンプライアンス委員会を奇数月に開催し、内部通報の有無及び法改正情報の確認、行動基準の遵守状況の報告、その他コンプライアンスに関する課題の把握と対応策について審議しております。

2. 内部監査体制

社長直轄の内部監査室により、各部署の業務遂行に関する監査、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施し、その結果を取締役及び監査等委員会に対して報告しております。

3. 効率的な取締役の職務執行を確保するための体制

当社は執行役員を選任し、業務執行の責任の一部を担っております。執行役員は担当する業務執行の状況を定時の取締役会で報告しております。また、取締役会の開催に先立ち執行役員会を開催し、各部署の責任者による業務執行に関する報告に基づき、審議すべき項目について議論を行い、情報を精査した上で取締役会に上程しております。

4. 監査等委員会監査体制

監査等委員は、取締役会、経営会議、執行役員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

監査等委員会は、内部監査室や会計監査人と定期的に意見交換し連携して監査を行うことで、効果的な監査を実施できる体制を構築しております。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制基本規程に基づき、当社の事業に関するリスクの評価を行った上で統制環境の整備を行い、内部統制が有効に整備及び運用されていることを各部署の自己点検、内部監査室による監査により評価しております。評価結果は、監査等委員会及び取締役会に報告しております。

VII. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点において買収防衛策の導入に関する基本方針を定めておりません。

このような中で、大規模買付者が現れた場合、買付者と当社との円滑なコミュニケーションを行うこと、ならびに受領または送付した内容について速やかに情報開示を行うことができるよう、内部体制の充実に努めております。

貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,470,736	流 動 負 債	517,427
現金及び預金	3,914,637	買掛金	137,301
受取手形	111,481	短期借入金	120,000
電子記録債権	288,485	未払金	42,525
売掛金	1,139,299	未払費用	53,616
製品	130,725	未払法人税等	87,938
仕掛品	355,503	賞与引当金	65,102
原材料	407,571	役員賞与引当金	1,810
前払費用	8,405	その他	9,132
繰延税金資産	54,570	固 定 負 債	173,541
未収消費税等	37,098	繰延税金負債	37,372
その他	22,956	退職給付引当金	54,074
固 定 資 産	4,515,464	厚生年金基金解散損失引当金	48,140
有形固定資産	3,687,468	その他	33,954
建物	1,998,654	負 債 合 計	690,968
構築物	15,903	純 資 産 の 部	
機械及び装置	198,068	株 主 資 本	10,058,192
車両運搬具	6,627	資本金	1,087,250
工具、器具及び備品	87,636	資本剰余金	1,704,240
土地	1,347,627	資本準備金	1,704,240
建設仮勘定	32,950	利益剰余金	8,083,179
無形固定資産	23,182	利益準備金	271,812
ソフトウェア	21,514	その他利益剰余金	7,811,367
その他	1,668	配当平均積立金	400,000
投資その他の資産	804,812	別途積立金	7,050,000
投資有価証券	782,757	繰越利益剰余金	361,367
長期前払費用	9,369	自己株式	△816,477
その他	12,685	評価・換算差額等	212,365
資 産 合 計	10,986,200	その他有価証券評価差額金	212,365
		新 株 予 約 権	24,673
		純 資 産 合 計	10,295,232
		負債及び純資産合計	10,986,200

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成29年 2月 1日)
(至 平成30年 1月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,899,612
売 上 原 価		2,581,326
売 上 総 利 益		1,318,285
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,027,545
営 業 利 益		290,740
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,013	
有 価 証 券 利 息	628	
受 取 配 当 金	11,134	
受 取 賃 借 料	4,044	
助 成 金 収 入	4,197	
そ の 他 営 業 外 収 益	3,098	25,116
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,214	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,092	
そ の 他 営 業 外 費 用	674	3,981
経 常 利 益		311,874
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	63,155	
土 地 売 却 益	20,200	83,355
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	368	
厚 生 年 金 基 金 解 散 損 失 引 当 金 繰 入 額	48,140	48,509
税 引 前 当 期 純 利 益		346,720
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	134,313	
法 人 税 等 調 整 額	△30,448	103,864
当 期 純 利 益		242,855

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年2月1日)
(至 平成30年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成29年2月1日残高	1,087,250	1,704,240	271,812	400,000	6,950,000	407,250	8,029,062	△ 816,477	10,004,075
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△188,738	△188,738		△188,738
当期純利益						242,855	242,855		242,855
別途積立金の積立					100,000	△100,000	—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	100,000	△45,882	54,117	—	54,117
平成30年1月31日残高	1,087,250	1,704,240	271,812	400,000	7,050,000	361,367	8,083,179	△816,477	10,058,192

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金			
平成29年2月1日残高	222,116		19,946	10,246,138
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△188,738
当期純利益				242,855
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△9,751		4,727	△5,023
事業年度中の変動額合計	△9,751		4,727	49,093
平成30年1月31日残高	212,365		24,673	10,295,232

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に新規取得の建物（附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当事業年度末における合理的な見積額を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(厚生年金基金解散損失引当金)

当社が加入する「京都機械金属厚生年金基金」(総合型)は、平成29年6月22日開催の代議員会において、特例解散認可を申請することを決議し、平成29年9月20日に厚生労働大臣により基金解散が認可されました。

これにより、当事業年度において、同基金の解散に伴う損失見込額として、損益計算書の特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額48,140千円、貸借対照表の固定負債に厚生年金基金解散損失引当金48,140千円を計上しております。

なお、平成29年10月1日より確定拠出年金制度を導入しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産

土地

7,828千円

建物

145,136千円

計

152,964千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金

120,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,240,091千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,669千株	－千株	－千株	6,669千株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	770千株	－千株	－千株	770千株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年4月26日 定時株主総会	普通株式	94,369千円	16.00円	平成29年1月31日	平成29年4月27日
平成29年9月4日 取締役会	普通株式	94,369千円	16.00円	平成29年7月31日	平成29年10月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年4月24日 定時株主総会	普通株式	94,369千円	利益剰余金	16.00円	平成30年1月31日	平成30年4月25日

4. 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

普通株式 24,300株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	23,318千円
賞与引当金	19,980千円
未払事業税	7,345千円
その他	3,926千円
繰延税金資産合計	<u>54,570千円</u>

(2) 固定の部

繰延税金資産	
未払役員退職慰労金	8,204千円
退職給付引当金	16,470千円
厚生年金基金解散損失引当金	14,663千円
その他	13,981千円
繰延税金資産合計	<u>53,320千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△90,692千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△90,692千円</u>
繰延税金資産(△:負債)の純額	<u>△37,372千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスクならびに金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引相手先の契約不履行リスク）

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社は、営業債権について不測の損害が生じないように、与信管理要領に従い、取引相手先ごとに期日及び残高を定期的に管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、不良債権の発生防止を図っております。

② 市場リスク（市場価格変動リスク）

有価証券及び投資有価証券については、国債等安全性と流動性の高い金融商品又は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社は、当該リスクを回避するため、定期的な時価等の把握などの方法により保有状況を継続的に見直しております。

③ 流動性リスク（資金調達リスク）

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金については、主に営業取引に係る資金調達であり、金利変動のリスクに晒されております。

当社は、営業債務等について、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年1月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,914,637	3,914,637	—
(2) 受取手形	111,481	111,481	—
(3) 電子記録債権	288,485	288,485	—
(4) 売掛金	1,139,299	1,139,299	—
(5) 投資有価証券	682,586	682,586	—
資産計	6,136,490	6,136,490	—
(6) 買掛金	137,301	137,301	—
(7) 短期借入金	120,000	120,000	—
(8) 未払法人税等	87,938	87,938	—
負債計	345,240	345,240	—
デリバティブ取引	—	—	—

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権ならびに(4) 売掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券
株式は取引所の価格に基づいて、債券は取引金融機関等から提示された価格に基づいて算定しております。

負債

- (6) 買掛金、(7) 短期借入金ならびに(8) 未払法人税等
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額2,000千円）及び投資事業有限責任組合への出資（貸借対照表計上額98,171千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、「(5) 投資有価証券」には含めておらず、時価開示の対象としておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,741円34銭
1 株当たり当期純利益	41円18銭

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。

また、平成29年9月20日に当社が加入する京都機械金属厚生年金基金は、厚生労働大臣により、基金解散が認可されております。

平成29年10月1日より、確定拠出年金制度を導入しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は1,600千円であります。

3. 複数事業主制度

複数事業主制度の厚生年金基金制度（京都機械金属厚生年金基金）への要拠出額は、25,690千円であります。当社が加入する京都機械金属厚生年金基金は、平成29年9月20日に厚生労働大臣により基金解散が認可され、清算手続き中のため、当事業年度における複数事業主制度の直近の積立状況、複数事業主制度の掛金に占める当社の割合及び補足説明については、記載を省略しております。

また、同基金の解散に伴う損失見込額として、損益計算書の特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額48,140千円、貸借対照表の固定負債に厚生年金基金解散損失引当金48,140千円を計上しております。

4. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	50,437千円
退職給付費用	27,832千円
退職給付の支払額	△9,987千円
制度への拠出額	△14,208千円
退職給付引当金の期末残高	54,074千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	263,826千円
年金資産	△209,752千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	54,074千円
退職給付引当金	54,074千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	54,074千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	27,832千円
----------------	----------

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年3月5日

不二電機工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高見 勝文 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二電機工業株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月7日

不二電機工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 志 萱 章 宏 ㊟

監査等委員 川 村 俊 明 ㊟

監査等委員 富 山 竜 二 ㊟

監査等委員 佐 賀 義 史 ㊟

(注) 監査等委員 川村俊明及び富山竜二及び佐賀義史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識し、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、企業価値向上に向けて、技術開発、人材育成、IT（情報技術）化、生産合理化など、成長投資のための内部留保を確保したうえで、配当性向を当期純利益の50%に目標を置き、長期安定配当することを利益配分の基本方針としております。

上記の方針及び当期の業績、経営環境などを考慮し、当事業年度の期末配当を1株当たり16円とさせていただきたいと存じます。

なお、先に1株当たり16円の間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株当たり32円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、94,369,248円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年4月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 文言修正及び当社事業の現状に即し、金型事業を追加するものであります(変更案第2条)。

(2) 取締役の役位として会長を追加するものであります(変更案第22条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 分電盤並びに特殊開閉器の製造加工並びに販売</p> <p>(2) 発変電所用各種器具の製造加工並び販売</p> <p>(3) 高低圧配電盤及附属器具の製造加工並びに販売</p> <p>(4) 電気機械器具及び電子部品・デバイス・電子回路の製造加工ならびに販売</p> <p>(5) 産業用機械器具の製造加工ならびに販売</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(6) 倉庫業及び倉庫管理業務</p> <p>(7) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 分電盤ならびに特殊開閉器の製造加工ならびに販売</p> <p>(2) 発、変電所用各種器具の製造加工ならびに販売</p> <p>(3) 高低圧配電盤及び付属器具の製造加工ならびに販売</p> <p>(4) 電気機械器具及び電子部品・デバイス・電子回路の製造加工ならびに販売</p> <p>(5) 産業用機械器具の製造加工ならびに販売</p> <p><u>(6) 金型の製造加工ならびに販売</u></p> <p><u>(7) 倉庫業及び倉庫管理業務</u></p> <p>(8) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、<u>取締役会長1名</u>、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

4名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化のため3名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会より意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	こにしただし 小西正 (昭和26年8月11日生)	昭和51年12月 当社入社 平成4年2月 当社総務部長 平成4年4月 当社取締役総務部長 平成5年4月 当社取締役管理部門統括 平成8年4月 当社常務取締役 平成13年4月 当社代表取締役社長（現任） 取締役候補者とした理由 平成13年4月から当社の代表取締役社長を務め、新規市場の開拓等による事業改革を進めてきました。引き続き将来を見据えたビジョンと豊富な経験に基づく判断力が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。	66,300株
2	ふじいかずよし 藤居和義 (昭和39年1月19日生)	昭和61年4月 当社入社 平成18年2月 当社品質保証グループ部長 平成20年2月 当社品質保証担当執行役員品質保証グループ部長 平成23年2月 当社執行役員草津製造部長 平成25年2月 当社上席執行役員みなみ草津製造部長 平成27年2月 当社上席執行役員生産部門統括兼みなみ草津製造部長 平成27年4月 当社取締役生産部門統括兼みなみ草津製造部長 平成28年2月 当社取締役人事部長 平成28年4月 当社取締役経営管理部門統括兼人事部長（現任） 取締役候補者とした理由 品質管理及び工場管理に関する豊富な知識と経験を有しており、平成27年4月から当社取締役を務めています。引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。	7,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	さ さ き あ き ひ と 佐々木 誠 仁 (昭和47年4月7日生)	平成6年4月 当社入社 平成25年2月 当社執行役員技術営業部技術部長 平成28年2月 当社執行役員みなみ草津製造部長兼生産技術部長 平成28年4月 当社取締役生産部門統括 みなみ草津製造部長兼生産技術部長 (現任) 取締役候補者とした理由 製品開発、製品戦略及び工場管理に関する豊富な知識と経験を有しており、平成28年4月から当社取締役を務めています。引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。	4,100株
4	※ や き さ と し 八木 達 史 (昭和49年2月26日生)	平成8年4月 当社入社 平成28年2月 当社技術営業部技術部長 平成29年2月 当社執行役員技術営業部門統括技術営業部技術部長 平成29年9月 当社社長付執行役員技術営業部門統括 (現任) 取締役候補者とした理由 製品開発及び製品戦略に関する豊富な知識と経験を有しており、これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、新たに取締役候補者となりました。	2,000株
5	※ な か し みず つよし 中清水 毅 (昭和49年2月10日生)	平成6年4月 当社入社 平成27年2月 当社執行役員新旭製造部長 平成29年2月 当社執行役員草津製造部長 (現任) 取締役候補者とした理由 生産管理及び工場管理に関する豊富な知識と経験を有しており、これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、新たに取締役候補者となりました。	900株
6	※ し も む ら の り こ 下村 徳 子 (昭和49年7月2日生)	平成11年10月 中央監査法人入所 平成15年4月 公認会計士登録 平成18年2月 中央青山監査法人退所 平成18年7月 当社入社 平成27年2月 当社執行役員総務部長 (現任) 取締役候補者とした理由 公認会計士としての専門知識と経験を有し、当社において経理、財務及び内部統制構築等に関する業務を担ってきました。これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、新たに取締役候補者となりました。	3,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	かわ せ たつ お 川 瀬 辰 男 (昭和26年6月8日生)	昭和50年4月 株式会社毎日新聞社入社 平成14年7月 同社大阪本社代表室次長兼人事総務部長 平成15年7月 同社大阪本社編集局次長 平成17年10月 同社大阪本社代表室次長 平成19年6月 同社大阪本社制作技術局長 平成20年6月 株式会社毎日新聞大阪センター代表取締役社長 平成23年4月 当社社外取締役(現任)	1,000株
		社外取締役候補者とした理由 株式会社毎日新聞社大阪本社及び株式会社毎日新聞大阪センターにおける豊富な経験及び企業経営者としての見識を有しており、引き続きこれらの経験及び見識をもとに独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の機能強化に資すると判断し、社外取締役候補者となりました。 なお、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。	

- (注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 川瀬辰男氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は川瀬辰男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、同氏は当社が定める独立社外取締役の選任基準を満たしております。
5. 取締役候補者の選任にあたっては、代表取締役と社外取締役(監査等委員である取締役を含む)4名で構成される「指名・報酬等諮問委員会」での審議を経て、取締役会で決定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	志 萱 章 宏 (昭和35年5月26日生)	昭和58年4月 当社入社 平成16年2月 当社生産部門執行役員兼生産グループ部長 平成20年2月 当社生産統括執行役員兼生産グループ部長 平成20年4月 当社取締役上席執行役員生産統括兼生産グループ部長 平成21年8月 当社取締役技術グループ部長 平成23年2月 当社取締役技術営業部門統括兼技術営業部長 平成25年2月 当社取締役生産部門統括兼草津製造部長 平成27年2月 当社取締役管理部長 平成28年2月 当社取締役生産部門統括 平成28年4月 当社取締役監査等委員 (現任)	12,800株
		取締役候補者とした理由 製品開発、生産管理及び工場管理に関する豊富な知識と経験を有しており、平成20年4月からは当社取締役として経営に携わってきました。引き続きこれらの知識と経験が実効的な監査及び取締役会運営の適正性の確保に資すると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。	
2	川 村 俊 明 (昭和23年3月27日生)	昭和56年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 昭和59年11月 川村・西法律事務所開設、パートナー 平成5年10月 川村法律事務所開設、代表弁護士 (現任) 平成16年4月 大阪弁護士会副会長 平成23年4月 当社社外監査役 平成28年4月 当社取締役監査等委員 (現任)	1,000株
		社外取締役候補者とした理由 過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識や経験を有しており、引き続きこれらの知識と経験が実効的な監査及び取締役会運営の適正性の確保に資すると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	とみ やま りゆう じ 富山竜二 (昭和39年5月29日生)	昭和63年10月 サンワ・等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成4年3月 公認会計士登録 平成9年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 退所 平成12年1月 富山竜二公認会計士事務所開設、代表(現任) 平成27年4月 当社社外監査役 平成28年4月 当社取締役監査等委員(現任)	一株
		社外取締役候補者とした理由 過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識や経験を有しており、引き続きこれらの知識と経験が実効的な監査及び取締役会運営の適正性の確保に資すると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。	
4	き が よし ふみ 佐賀義史 (昭和28年9月25日生)	昭和56年4月 横浜地方裁判所判事補 平成5年4月 大阪地方裁判所判事 平成19年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 弁護士法人大江橋法律事務所所属(現任) 甲南大学法科大学院教授 平成28年4月 当社取締役監査等委員(現任)	一株
		社外取締役候補者とした理由 過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、判事及び弁護士としての専門的な知識や経験を有しており、引き続きこれらの知識と経験が実効的な監査及び取締役会運営の適正性の確保に資すると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 川村俊明氏、富山竜二氏及び佐賀義史氏は社外取締役候補者であります。
3. 独立役員について

当社は川村俊明氏、富山竜二氏及び佐賀義史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。なお、川村俊明氏、富山竜二氏及び佐賀義史氏は当社が定める独立社外取締役の選任基準を満たしております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブを与えるとともに、株式の直接保有を通じ、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代え、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。なお、本議案が承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止いたします。

本議案に基づき、当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、平成28年4月26日開催の第58回定時株主総会にてご承認いただいております取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の基本報酬枠年額150百万円以内（うち、社外取締役は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とは別枠にて、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、社外取締役を中心とする「指名・報酬等諮問委員会」の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。なお、対象取締役は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、譲渡制限付株式の払込期日から30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合の譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期は、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程に定めるものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案の内容については、「指名・報酬等諮問委員会」から、適切である旨の答申を受けております。

また、本議案について、監査等委員会より意見はございませんでした。

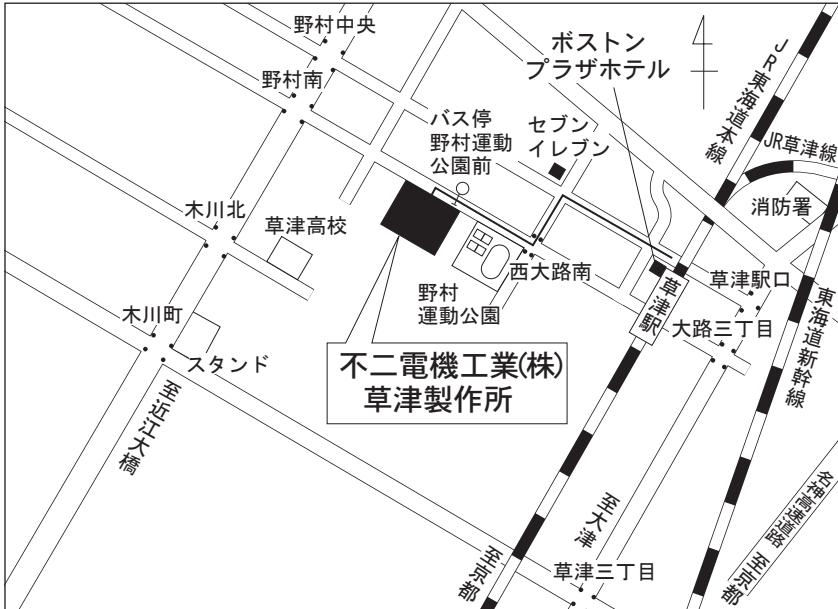
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

滋賀県草津市野村三丁目4-1
当社草津製作所 本館三階講堂
電 話 (077) 562-1215



《交 通》 J R 東海道本線 草津駅西口より徒歩約12分

当日は草津駅と当社草津製作所間を往復する送迎バスをご用意しておりますので、ご利用下さい。

送迎バスをご利用の方は、草津駅西口にある下りエスカレーターをお使いいただきますと、担当者がバス乗り場をご案内いたします。

《送迎バス運行時間》

往路 午前9：00～9：50（10分間隔で運行）

復路 定時株主総会終了後、随時運行